

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認し、電話番号を記入してください。・同意の上、申請します。

※裏面も必ずご確認ください

4.【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック（し）を記入してください。



以下

下記内容全てを確認のうえ、チェック（し）をつけてください。

令和6年度経済対策給付金及びこども加算給付金（以下「本給付金」という。）の支給要件（※）に該当します。

※本給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税の世帯である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 他市区町村で本給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、本給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年7月31日までに市が申請・請求書に連絡・確認できない場合に、本給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類 ※下記のA、B、

必要書類をご確認のうえ、添付して提出してください。

- ・ A. 令和6年度経済対策給付金及びこども加算申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合）
※この書類です。必要事項をご記入ください。
- ・ B. 公的機関が発行する申請・請求者の本人確認書類の写し（コピー）1部
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し など
- ・ C. 表面3で記入した受取口座情報を確認できる書類の写し（コピー）1部
受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義（カタカナ表記）を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
※通帳、キャッシュカード、Web通帳（スマホアプリの口座番号連絡書）のプリントアウト、金融機関が発行した口座番号連絡書の写し など
- ・ D. 【令和6年1月1日に古河市以外の国内に住民登録があった方のみ】
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書又は課税証明書』等（世帯全員分）
※住民税が課税されないことが確認できるもの（原本）
- ・ E. 【令和6年1月2日以降に海外から転入された方のみ】
1月2日以降に日本に入国した日が確認できるパスポートまたは在留カード等の写し
- ・ F. 【別居で監護している児童がいる方】
別居監護申立書
- ・ G. 【令和6年12月13日時点で世帯主と児童が異なる住民登録地である場合】
別居している児童と申請・請求者の関係が分かる戸籍謄本の写し（コピー）※発行日から3か月以内のもの
- ・ H. 【市外在住の別世帯にいる子を扶養している方】
別居している児童の世帯の住民票の写し（コピー）※発行日から3か月以内のもの
別世帯の子が属する世帯の世帯全員分の住民票の写し（コピー）
- ・ I. 【令和6年12月14日以降に誕生した児童がいる方】
出生届出済証明書、住民票の写し等の写し（コピー）

※上記4の【誓約・同意事項】のチェック漏れや記入漏れの場合は給付を受けられませんので、記入漏れ等

記入日、世帯主の署名をお願いします。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 7 年 ● 月 ● 日

申請者氏名（署名）

古河 太郎